

## 著作権規定

### (目的)

第1条 この規定は、日本メディカルイラストレーション学会（以下、本会という）が編集または発行する著作物の著作権に関する基本的事項を定める。

### (用語)

第2条 この規定において、用いる用語の定義は次の各号の通りとする。

1：著作権 日本国著作権法（平成17年6月29日改正、平成17年11月1日施行）第21条から第28条までに規定されたすべての権利をいう。

2：著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物をいう。

3：著作者 著作権法第2条第1項第2号に規定された著作者をいう。

### (著作権の帰属)

第3条 1：本会が編集または発行する著作物の著作権は、「作品発表」やそれ以外の投稿種別原稿に含まれるイラストレーション作品については著作者に帰属する。一方、イラストレーションを含まないその他の著作物については、本会に帰属するものとする。

2：「作品発表」に掲載するイラストレーションおよびそれ以外の原稿に含まれるイラストレーション等の著作権は著作者に帰属するので、学会誌への掲載・発行に関わる煩雑さを回避するために著作権法第61条に基づき、必要となる著作権の一部のみを譲渡するものとし、著作者は原稿の投稿時に「一部譲渡契約書」を提出する。一部譲渡に必要な著作権の内容は第4条に記す。

3：イラストレーションを含まない著作物の著作権については本会に帰属させることにより、著作者が著作権管理に関わる事項から解放され、また著作物の周知性や向上を支援するなど、著作者の便益の拡大を図り、また本会が独立した団体として、他の団体または個人と著作権に関わる交渉ができるようにする。

4：特別な事情により前項1～3の原則が適用できない場合、著作者は投稿時にその旨を投稿窓口あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著作者と本学会との間で協議のうえ措置する。

### (著作権の譲渡)

第4条 1：「作品発表」及びそれ以外の原稿内にイラストレーション等の著作物を含む論文等の投稿を行う場合、下記1～3号に記す著作権の一部を譲渡する契約書に署名の上、添付し投稿することによって、本会に対して「一部譲渡」が成立する。

1) 学会誌及びその他の著作物の編集・発行に必要な限りにおいて著作物に関する複製権を譲渡する。

2) 学会誌及びその他の著作物のレイアウトを行う上で必要となる画像のサイズあるいは配置の変更に関して、著作物に関する翻案権を譲渡する。

3) 今後、学会誌及びその他の著作物が電子媒体等に移行する場合に必要な限りにおいて、著作物に関する複製権、翻案権に加え、公衆送信権を譲渡する。

2：投稿者は本会に投稿するイラストレーション等を含まない著作物に関する著作権を、本会に最終原稿が投稿された時点で、本会に無償譲渡するものとする。

### (不行使特約)

第5条 著作者は以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

1) 改変が翻訳およびこれに伴う範囲に留まる場合

2) 改変が電子的配布およびこれに伴う範囲に留まる場合

3) 抽出されたアブストラクトのみの利用

(著作権利用の許諾)

第6条 1：著作権法第32条に規定される「引用」の範囲を超えて、本会に所属する著作権を利用する場合は、原則として本会の許諾を必要とする。許諾は原則として事前に文書によるものとする。許諾後の利用においては、当該著作物の改変は認めない。また出典を明示すること。「一部譲渡契約」を行ったイラストレーション等の著作物の著作権は著作者に帰属するため、これを利用する場合は各著作者の許諾を必要とする。

2：著作者自身が自分の用途のために自分の著作物の全部または一部を複製して利用する場合は、営利目的の場合を除き前項の許諾を必要とせず、また本会は原則的に異議の申し立てを行ったり妨げたりすることはしない。ただし全部を複製する場合は出版稿とし、出典を明示すること。

3：著作者以外の個人または団体が、本会に帰属する著作権の利用許諾申請があった場合は、本会において審議し、適当と認めたものについて要請に応ずることができる。

(著作者の責任)

第7条 1：本会が編集または発行する著作物の内容については、その著作者自身が責任を負うものとする。

2：本会が編集または発行する著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合は原則としてその著作者が責任を負い、または処置するものとする。

(侵害排除等)

第8条 1：他人から著作権が侵害された場合は、本会が当該著作者と協力してその侵害を廃除する等これを処置する。

2：前項の著作者は、他人から著作権の侵害等を受けたことを知った場合は、速やかに本会に通知するものとする。

附則

1：著作権に関し、本規定に規定されていない事項については、「著作権法」に拠る。

2：本会発行の著作物は、次を主たるものとする。

(1)学会誌

(2)各種大会抄録集・論文集・作品集（学術集会、地方会、展示会など）

(3)研究会資料

(4)教科書、ワークショップテキスト

(5)その他、会員や一般に頒布しもしくはホームページで提供するもの

3：本規定は平成29年8月29日、役員会において承認・制定。

4：本規定は平成29年9月1日より施行する。